

令和2年度

学校給食費支援事業

新型コロナウイルス感染症による子育て世帯への経済的負担の軽減を目的に、南城市立幼稚園・小学校・中学校に通う児童生徒の学校給食費を支援します。免除となる計3期分には、臨時休校等による給食停止期間の減額分も含まれます。

○幼稚園

2～8期は、そのまま納付をお願いします

免除

	1期(※)	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	納付額合計	免除額
徴収月		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
幼稚園		3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	0	0	0	22,400	9,600

(※) 例年、幼稚園は4月の給食がありませんので2期からの徴収を行っています。

納付書は処分(破棄)してください

○小学校・中学校

免除

2～9期は、そのまま納付をお願いします

免除

	1期(※)	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	納付額合計	免除額
徴収月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	0	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	0	0	34,400	12,900
中学校	0	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	0	0	38,400	14,400

(※) 今年度は、1期の徴収をしていません。

納付書は処分(破棄)してください

Q.免除されるための手続きは？

⇒お手続きは必要ありません。納付書でのお支払いをされている方は、納付書を処分してください。

Q.幼稚園児と小学生(または中学生)がいるが、9期(1月納付分)の納付書はどうする？

⇒差し替えの納付書を郵送します。届き次第、納期限内に納付をお願いいたします。

Q.免除となる期の方もすでに納付してしまった。

⇒順次、還付のお手続きをいたします。ただし、未納がある方は未納分へ充当となります。個別に通知いたしますので、しばらくお待ちください。

Q.4月・5月など、臨時休校や登園自粛期間に給食の提供を受けていない分の減額は？

⇒今回の免除の中に含まれております。

Q.年度途中で転校(または退園)の予定だが、納付金額は変わる？

⇒転校時(または退園時)に臨時休校等による給食停止期間の減額分を精算いたします。

ご不明なことがございましたら、お問い合わせいただきますようお願いいたします

南城市教育委員会 教育総務課
電話番号(098)917-5361